鳥取市に本社を置く、 中小製造業を応援します!!

- ・受注はあるのに、設備の生産能力が足りない。能力の高い新設備に変えたい!!
- ・自動化で省力できたら、他の工程も同時にできるかも。<u>自動化設備を入れたい!!</u> など、事業の効率化を目指す企業様へ。

企業立地促進補助金新制度平成28年10月施行

労働生産性の向上、事業の高付加価値化に

向けた取り組みを支援!!

新制度の特徴

- ① 雇用増を求めません!!
- ② 投下固定資産額※のうち1,500万円を超えた部分の50%を 支援します!!(補助限度額2,500万円)

※投下固定資産額・・・地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する費用 の合計額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額

例:

設備① 1,000万円 設備② 1,000万円 設備③ 1, 000万円

1,500万円を超えない部分

※設備ごとでカウント・費用分配不可

1.500万円を超える部分

対象 ①鳥取市に本社を有しているもの

- ②日本標準産業分類における製造業を営む者
- ③中小企業であること(中小企業基本法第2条第1項)

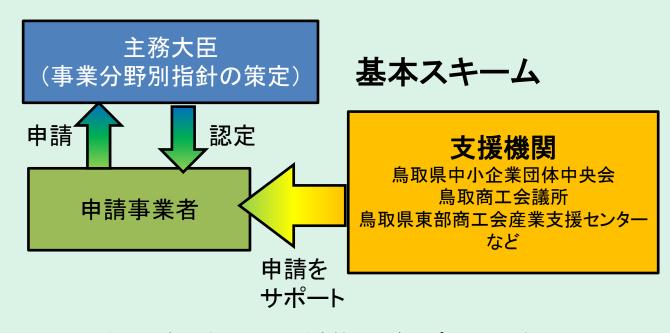
要件 ①中小企業等経営強化法(平成28年7月1日付 施行)に基づく 経営力向上計画について主務大臣の認定を受けて事業を行うこと。

又は、経営革新計画について法承認を受けて事業を行うこと。

②認定事業による投下固定資産額が1,500万円以上であること。

※土地は対象外。

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画について



計画認定に向けては、支援機関がサポートします。 支援機関にご相談ください。

<補助金についての注意事項>

- ・ 投資を行う前に、経営力向上計画の認定、又は、経営革新計画の法承認を 受けてください。 ※認定等の前に行った投資については対象外です。
- ・ 認定等を受けた後、投資を行う前に、鳥取市に補助金の指定申請(事業の事前承認申請)を行ってください。 ※指定前に行った投資については原則対象外です。
- ・ 認定等事業計画に含まれない投資については補助対象としません。計画作成 時に支援機関と十分な協議をお願いいたします。
- 指定申請の受付期間は平成28年10月1日~平成31年3月31日です。補助金交付申請は設備投資についての代金支払い完了後に受け付けます。
- ・ 本補助金は他の補助金との併給不可です。補助対象設備について他の補助金 の申請予定がある場合は、必ずご相談ください。

お問合せ先 鳥取市 経済観光部 企業立地・支援課 TEL 0857-20-3223